

## 西東京市介護保険条例（抜粋）

## 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）その他の法令に定めるもののほか、市が保険者として行う介護保険制度の運営に関して基本的事項を定め、市民の選択により、保健医療サービス及び福祉サービス（以下これらを「介護サービス」という。）が総合的に利用されることにより、市民の福祉の増進及び市民生活の安定向上を図ることを目的とする。

（市の責務）

**第 2 条** 市は、前条の目的を達成するため、介護に関する施策を総合的に策定し、また、関係機関との連携を推進し、質の高い介護サービスが提供され、市民が安心して生活を営むことができるよう努めるものとする。

（介護サービス事業者の責務）

**第 3 条** 介護サービス事業者は、法に基づく介護サービスの利用者及びその家族（以下「介護サービス利用者等」という。）に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明を行い、同意を得た上で、介護サービスを提供しなければならない。

2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際して生じた介護サービス利用者等からの苦情に対しては、誠実に対応しなければならない。

3 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に当たっては、介護サービス利用者等のプライバシーに配慮するとともに、その業務遂行上知り得た秘密を厳格に保持し、他に漏らしてはならない。

4 介護サービス事業者は、第 7 条に規定する保険給付と保険給付以外のサービスを合わせて提供する場合は、介護サービス利用者の要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の改善を図るため、介護サービス利用者の心身の状態等を的確に判断し、総合的に提供されるよう配慮するものとする。

（市民の責務）

**第 4 条** 市民は、日頃から健康の保持・増進に努めるとともに、要介護状態等となった場合においても、適切なサービスを利用すること等をとおして、可能な限り、その状態の改善に努めるものとする。

## 第 4 章 介護保険運営協議会

（目的及び設置）

**第 8 条** 市は、介護保険及び高齢者保健福祉に関する施策の企画立案に当たって市民等の意見を十分に反映させ、その実施が第 1 条の目的にのっとり円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、西東京市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

**第 9 条** 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

（1）法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画に関すること。

（2）老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者保健福祉計画に関すること。

（意見の具申）

**第 10 条** 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、前条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）

**第 11 条** 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱する。

(1) 市内に住所を有する被保険者 4人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 保健医療関係者 8人以内

(4) 福祉関係者 6人以内

3 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(規則への委任)

**第12条** 前4条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 西東京市介護保険条例施行規則（抜粋）

（介護保険運営協議会の運営）

**第13条** 条例第8条により設置する西東京市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第14条** 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（議事）

**第15条** 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

**第16条** 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

（会議の公開）

**第17条** 協議会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、協議会の委員の同意を得たときは非公開とすることができる。

（庶務）

**第18条** 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において行う。

西東京市介護保険条例新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>第1条から第7条まで 略  <u>（目的及び設置）</u>            第8条 市は、介護保険及び高齢者保健福祉に関する施策の企画立案に当たって市民等の意見を十分に反映させ、その実施が第1条の目的にのっとり円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、西東京市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p><u>（所掌事項）</u>            第9条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。  <u>（1）法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画に関すること。</u>  <u>（2）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画に関すること。</u></p> <p>第10条 略            （組織）            第11条 略            2 略            3 委員の任期は、<u>3年</u>とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            第12条 略  <u>附 則</u></p>	<p>第1条から第7条まで 略  <u>（目的及び設置）</u>            第8条 市は、<u>法第117条の規定に基づき介護保険事業計画を策定し、又は変更する際に、市民等の意見を十分に反映させ、市の介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が第1条の目的にのっとり円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、西東京市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（所掌事務）</u>            第9条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。  <u>（1）介護給付等対象サービスの必要量の見込みに関すること。</u>  <u>（2）介護給付等対象サービスの供給量の見込みに関すること。</u>  <u>（3）介護保険の事業量の見込みに関すること。</u>  <u>（4）その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために必要となる事項</u></p> <p>第10条 略            （組織）            第11条 略            2 略            3 委員の任期は、<u>2年</u>とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            第12条 略</p>

改正案	現行
<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第14条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(介護保険運営協議会の委員の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第11条第3項に規定する委員の任期は、施行日以後に委嘱される委員から適用し、施行日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。</u></p>	